公正競争規約

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。) は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法 律第134号)第11条第1項の規定に基づき、防虫剤 の取引について行う表示に関する事項を定めるこ とにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費 者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の 公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規約で「防虫剤」とは、しょう脳、ナフタリン、パラジクロルベンゼン又はピレスロイド系化合物等の薬剤を使用して製造した繊維害虫の加害を防ぐ商品及び関連商品をいう。
- 2 この規約で「事業者」とは、防虫剤を製造して 販売する事業者及びこれらに準ずる事業者で、こ の規約に参加するものをいう。
- 3 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不 当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示 を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第 3号)に定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 事業者は、防虫剤の表示を行うに当たっては、適正な商品選択と適正な使用に資するため、可能な限り平易な言葉で分かりやすく、かつ、正確な情報を明りょうに表示することに努めなければならない。

(必要表示事項)

- **第4条** 事業者は、防虫剤の容器又は包装には、次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。
 - (1) 商品名
 - (2) 使用目的
 - (3) 成分名
 - (4) 用途
 - (5) 使用方法
 - (6) 使用上の注意
 - (7) 保存方法
 - (8) 使用量
 - (9) 内容量
 - (10)事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - (11)原産国名
 - (12) 詰替用の商品がある場合は、その旨

公正競争規約施行規則

(定義)

第1条 防虫剤の表示に関する公正競争規約(以下 「規約」という。)第2条第1項に規定する「関 連商品」とは、複数の機能を持った商品のうち、 機能として防虫効果を表示した商品をいう。

例示すると次のとおりである

「防虫効果のある洋服カバー」、「防虫効果 のある除湿剤」、「防虫効果のあるハンガー」 等

2 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる 事業者」とは、同項の防虫剤を製造して販売する 事業者以外の事業者であって、防虫剤について自 己の商標又は名称を表示して販売する事業者をい う。

(表示方法)

- **第2条** 規約第4条第1項に規定する事項は、最小販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい場所に明りょうに表示する。ただし、容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札に表示することができる。
- 2 規約第4条第1項第2号から第4号までの事項は、商品名のそばに明りょうに表示する。
- 3 規約第4条第1項第6号から第9号までの事項は、項目名をつけて、枠囲いして一括表示する。 ただし、項目名について他の法令等において別に 指定されている場合は、当該項目名により表示す ることができる。

(文字の大きさ)

- 第3条 規約第4条第1項に規定する事項の表示に 用いる文字は、日本工業規格Z8305に規定する8 ポイント以上の大きさとする。ただし、表示可能 面積(原則として当該容器又は包装の最も広い平 面をいう。)が200c㎡未満であって、8ポイントの 文字を使用することが困難である合理的な理由が ある場合は、4.5ポイント以上の大きさの文字を使 用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第3項に規定する 項目名の表示に用いる文字は、日本工業規格Z

8305に規定する10ポイント以上の大きさとする。 ただし、前項の規定により4.5ポイント以上の大き さの文字を使用することができる商品にあって は、項目名の表示について6ポイント以上の大き さの文字を使用することができる。

(使用目的)

第4条 規約第4条第1項第2号に規定する「使用目的」は、「繊維製品防虫剤」、「毛皮製品防虫剤」、「皮革製品防虫剤」等対象製品を明りように表示する。

(成分名)

- 第5条 規約第4条第1項第3号に規定する「成分名」は、主たる成分について次の各号のうち該当する製剤名を表示する。
 - ア しょう脳製剤
 - イ ナフタリン製剤
 - ウ パラジクロルベンゼン製剤
 - エ エムペントリン製剤
- オ その他の製剤は上記に準じて主たる成分名を 用い、「○○製剤」とする。

(用途)

第6条 規約第4条第1項第4号に規定する「用途」 は、「洋服ダンス用」、「引出し用」等具体的に 表示する。

(使用上の注意)

- 第7条 規約第4条第1項第6号に規定する「使用 上の注意」は、次の事項について必要な表示をす る。
 - (1) 安全に使用するための注意事項 安全に使用するための注意事項は、アに掲げ る注意事項について、当該各号に定めるところ によりイに掲げる強調方法を用いて他の注意表 示に比べて特に目立つように一括して表示す る。

なお、必要に応じて理由を記載するものとする。

ア 注意事項

- (7) 幼児の事故防止のための注意事項 強調方法の2項目以上を用いて表示す
- (イ) 衣類の入れ替え時の換気に関する注意事 項

強調方法の2項目以上を用いて表示す る。

- (ウ) 使用量を守ることの注意事項 強調方法の2項目以上を用いて表示す る。
- (エ) 誤食時の応急措置等安全に使用するため に必要な注意事項 強調方法の1項目以上を用いて表示す る。

イ 強調方法

- (ア) アンダーラインを引く。
- (イ) 文字の大きさを他の説明文より1ポイン ト以上大きくする。
- (ウ) 文字の色を変える。
- (エ) 太字にする。
- (2) 容器又は包装の保管に関する注意事項 誤食等への対応のため、商品の使用中は容器 又は包装を保管する旨を表示する。ただし、最

小包装単位において、成分名、事業者の名称及 び電話番号が表示されている場合又は商品の形 状等により誤食の注意が必要ない場合は、省略 することができる。

(3) 他の製剤と併用すると支障のある場合の注意 事項

注意事項を具体的に表示する。

- (4) 合成樹脂製品、金属製品等に使用すると支障 のある場合の注意事項 使用できない製品を具体的に表示する。
- (5) 有効期間

規約第4条第8号に基づき表示する使用量を 用いて一般的な使用をした場合の有効期間を表 示する。ただし、有効期間が温度や使用状態等 で一定しないことの説明及び取替時期を示す目 印(インジケーター)を付した商品は、その説 明を表示することができる。

(6) 商品の形状、特性等により必要な注意事項 収納容器、用途外使用、再結晶等に関する注 意事項を必要により表示する。

(使用量)

第8条 規約第4条第1項第8号に規定する「使用量」は、「タンスの引出し」、「洋ダンス」等具体的な使用箇所を示し、「包」、「枚」、「シート」、「個」等一般消費者に分かりやすい単位を用いて表示する。

(内容量)

- 第9条 規約第4条第1項第9号に規定する「内容量」は、次の基準で表示する。
 - (1) 容器又は包装の量目を含まない。
 - (2) 生産時における正味重量で表示する。
 - (3) 分かりやすい単位を明記する。

(事業者名等)

- 第10条 規約第4条第1項第10号に規定する「事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」は、製造する事業者と販売する事業者が異なる商品にあっては、製造する事業者及び販売する事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。ただし、販売する事業者が当該商品に関する問い合わせ等に対応できる体制を採っている場合には、製造する事業者の住所及び電話番号の表示を省略することができる。
- 2 事業者の氏名及び名称は、一般に知られている 略称により表示することができる。

(原産国名)

- 第11条 規約第4条第1項第11 号に規定する「原産 国名」は、当該防虫剤の内容について実質的な変 更をもたらす行為が行われた事業者が所在する国 の名称を次の各号に定めるところにより表示す る。ただし、国産品について原産国を誤認される おそれがない場合は、表示を省略することができ る。
 - (1) 「原産国名」は、「原産国○○」、「○○製」 又は「made in ○○」(○○は国名)と表示す る。ただし、「made in ○○」による表示は、 国名が日本で通常使われている名称と著しく異 なる等一般消費者が容易に判別できない場合 は、使用することができない。
 - (2) 詰替、小分け等の行為は、「防虫剤の内容について実質的な変更をもたらす行為」に該当し

2 事業者は、防虫剤の最小包装単位において、施 行規則で定めるところにより必要な事項を表示し なければならない。

(特定事項の表示基準)

第5条 防虫剤の主たる成分に有効成分を付加し、 その効用(付加効用)を表示する場合には、その 成分を施行規則で定めるところにより表示しなけ ればならない。

(不当表示の禁止)

- **第6条** 事業者は、防虫剤の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
 - (1) 実際には原料としていない薬剤を原料としているかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示

- (2) 品質、効能又は効果等について、虚偽、誇大 又は不正確な表現を用いることにより実際のも のよりも優良であるかのように一般消費者に誤 認されるおそれのある表示
- (3) 他の事業者又は他の事業者に係る防虫剤を中傷し、又は誹謗するような表示
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防虫剤の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示

(特定用語の使用基準)

- 第7条 事業者は、防虫剤の品質、性能、取引条件等について次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号で定めるところによらなければならない。
 - (1) 完全を意味する用語は断定的に使用してはならない。
 - (2) 優位性、最上級等を意味する用語は、その内

ない。

(3) 原産地が一般に国名よりも地名で知られており、その商品の原産地を国名で表示することが適当でない場合は、その地名を原産国とみなす。

(詰替用)

- 第12条 規約第4条第1項第12号に規定する詰替用 商品がある場合の表示は、次に定める場合におい ては容器又は包装における表示を省略することが できる。
 - ア 商品の形状により当該商品に詰替用商品があることが容易に分かる場合
 - イ 商品(容器又は包装を除く。)にその旨を表示している場合

(最小包装単位)

第13条 規約第4条第2項に規定する最小包装単位 の表示は、成分名、事業者名又は商品名等を表示 する。ただし、商品の形状により誤食に関する注 意が必要ない場合は、省略することができる。__

(特定事項の表示基準)

- 第14条 規約第5条に規定する有効成分の表示は、 付加効用と有効成分を併記し、又は関連が分かる ように表示する。
- 2 前項の成分表示は、化学名、商品名、慣用名又は一般的に普及している略語により表示する。ただし、多成分からなる混合物及び成分の特定が化学的に不可能な場合は、総称名(例えば香料、植物抽出液、植物精油等)で表示することができる。

(不当表示の禁止)

第15条 規約第6条第1号に規定する不当表示に は、実際には主たる成分としていない薬剤の略語 等を商品名の一部等に表示することが含まれるも のとする。

薬剤の略語等を例示すると、次のとおりである。 ア パラジクロルベンゼンの略語「パラ」

- イ ナフタリンの略語「ナフ」、「ナフタ」
- ウ しょう脳を意味する語句「ショウノウ」、 「ショーノー」
- エ ピレスロイドの略語「ピレ」、「ピレス」
- 2 規約第6条第2号に規定する不当表示には、次の表示が含まれるものとする。
 - (1) 公認された規格に適合する原料を使用している商品について、その商品が公認された規格に適合するかのように誤認されるおそれのある表示
 - (2) 自己の取り扱う他の商品又は自己の営む事業 等について与えられた賞又は認定等を当該商品 について与えられたものであるかのように誤認 されるおそれのある表示

(特定用語の使用基準)

- 第16条 規約第7条第1号及び第2号に規定する 「用語」は、次に定める文言及びこれに類する文 言をいう。
 - (1) 完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「絶対」、「万全」 等の文言
 - (2) 優位性、最上級等を意味する用語

- 容が客観的、具体的事実に基づく具体的根拠がある場合においてのみ使用することができる。 ただし、事業者は表示前にデータ等を保有し、第9条の規定に基づく調査の際には提示しなければならない。
- (3) 前2号に掲げる用語のほか、防虫剤の品質、 性能、効果等を強調する用語については、施行 規則に定めるところにより使用しなければなら ない。

(比較表示の基準)

- 第8条 事業者は、防虫剤の品質、性能、取引条件等について他の防虫剤又は他の薬剤と比較表示する場合には、次に定める要件をすべて満たした場合のみ使用することができる。
 - (1) 内容が客観的に実証された具体的事実に基づくこと。
 - (2) 実証された事実を正確かつ適正に引用すること。
 - (3) 比較の方法が公正であること。
- 2 事業者は、前項により表示する場合は、表示前 にデータ等を保有し、第9条の規定に基づく調査 等の際には提示しなければならない。

(防虫剤公正取引協議会)

- 第9条 この規約の目的を達成するため、防虫剤公 正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。) を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。
- 3 この規約を円滑、効果的に実施するため、公正 取引協議会は次の事業を行う。
 - (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
 - (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
 - (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
 - (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
 - (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引 に関する法令の普及並びに違反の防止に関する
 - (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
 - (7) 会員に対する情報提供に関すること。
 - (8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
 - (9) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第10条 公正取引協議会は、事業者の防虫剤の取引 に関する表示につき第4条から第8条までの規定 に違反する事実があると思料するときは、その事 実について必要な調査を行うことができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の調査をするため、関係者又は参考人から資料の提出又は報告若しくは 意見を求めることができる。
- 3 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会 の調査に協力しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 公正取引協議会は、第4条から第8条まで の規定に違反する行為があると認めるときは、当 該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為 を直ちに排除すべき旨又は当該違反行為と同種の 若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない

- 「世界一」、「日本一」、「最高」、「超」、「スーパー」、「当社だけ」、「新しい効力」、「他の追随を許さない」、「強力」、「高級」等の文言
- 2 規約第7条第1号に規定する「断定的に使用」 とは、一般消費者に誤認を生じないようその用語 の適用範囲を明確に限定することなく、無条件に 当該用語を使用することをいう。

旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、その旨を消費者庁長官に申告し、又は当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課することができる。
- 3 公正取引協議会は、第1項又は前項の規定によ り警告し、又は違約金を課したときは、その旨を 遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告する ものとする。

(規則の制定)

- **第12条** 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。
- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするとき は、公正取引協議会の総会の議決を経て、事前に 消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受け るものとする。
- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、公正取引協議会の総会の議決を経て、事前に 公正取引委員会の承認を受けるものとする。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、公正取引協議会の総会 の議決を経て、消費者庁長官及び公正取引委員会 の認定によるものとする。

附則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。

(細則等の制定)

- **第17条** 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則 を実施するため、細則又は運用基準を定めること ができる。
- 2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は 廃止しようとするときは、公正取引協議会の総会 の議決を経て、事前に消費者庁長官及び公正取引 委員会に届け出るものとする。

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員 会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行 する。